

平成13年第19回教育委員会記録

平成13年10月24日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成13年10月24日(水)午後1時35分～午後2時20分

ト場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者 安本 ゆみ
委員 大藏 碓之助
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝

庶務課長 佐藤 博 継 学校運営課長 佐野 宗 昭

学務課長 森 仁 司 施設課長 小林

指導室長 工藤 豊 太

社会教育 荒井 健一 中央図書館長 古川 正 司
センター課長

社会教育 伊藤 俊 雄 中央図書館 杉田 治
センター所長 次長

事務局職員 庶務課係長 小今井 七 洋 法規主査 能任 敏 幸

担当書記 手島 広 士

傍聴者数 5 名

会議に付した事件

陳情第1号 義務教育費国庫負担法の改正に反対に関する陳情

報告事項 児童資料室について

委員長 ただ今から、平成13年第19回の教育委員会定例会を開催させていただきます。本日の議事録の署名委員は安本委員にお願いします。

それでは、本日は最初に9月14日事務局に提出されました「義務教育費国庫負担法」の改正反対に関する陳情について審議を行います。陳情内容について、庶務課長からご説明お願いいたします。

庶務課長 それでは、私のほうから(13陳情第1号)について、ご説明をいたします。平成13年9月14日に受理をしたもので、タイトルが(「義務教育費国庫負担法」の改正反対に関する陳情)ということです。お手元に、「陳情の趣旨」が入っているかと思いますが、読み上げさせていただきます。

「義務教育費国庫負担法の改正に反対し、少なくとも現行水準の義務教育費国庫負担を維持することを求める意見書を、政府及び関係行政官公庁にあてて、提出していただきたい。」そういう内容でございます。私のほうから、「義務教育費の国庫負担制度の見直し」について若干説明をさせていただきます。

この「義務教育費国庫負担制度」ですが、内容としては、国庫負担金に参入されていた種目として、給与費・共済費・公務災害基金費・児童手当ということで、実費負担額の2分の1を国が負担し、残りの半分を地方が負担するというのは、義務教育費国庫負担法第2条に基づく制度です。これらの対象になってきますのが、区立小・中学校及び養護学校の校長、教頭、教諭、それから養護教諭、学校栄養職員、及び事務職員で、市町村立学校職員給与負担法の第1条で規定されている職員です。

今回、この国庫負担金の変遷ということですが、昭和60年に当初は教材費・旅費というものが、この国庫負担の対象であったわけですがけれども、一般財源化が昭和60年に図られたということと、それから昭和61年には共済費の追加費用、恩給費の国庫負担率の引き下げが、2分の1から3分の1へと、当時は3年間の暫定措置として、なされてきました。平成6年度まで共済費の追加費用の国庫負担率の引き下げがなされてきたものです。

現状ですが、この国庫負担法については、平成10年度に再任用の職員制度導入ということで、改正を行いましたけれども、費用負担等の改正は平成6年度以降、1度も行われてはいないというような状況がございます。

それからこれに関連いたしまして、こうした陳情の部分については、平成6年から毎年出されている内容でして、これまでも陳情が出されて採択をするというようなことで、行ってきた経過がございます。ちなみに区の動きですが、平成11年に杉並区議会宛に陳情が出されて、平成11年度の段階では、杉並区議会も意見書を関係機関のほうに提出したというような経緯がございます。

す。それから、平成 12 年度にも同じように出されましたけれども、杉並区議会のほうではまだ継続審議という状況でして、今回、杉並区の教育委員会のほうには陳情が出されておりますが、議会のほうには出されていないというようなことも伺っています。

同じく、東京都については平成 12 年度に都議会が意見書の提出をしている、というような状況もございます。

今回、国庫負担制度での陳情の中身から、負担制度が変わることにどう影響されるかということですが、国庫負担金にされていた費用を段階的に削減してきているということと、それから地方交付税に振り替えて負担してきたという経過がございますが、東京都は、地方交付税の不交付団体ということになってきますので、事実上の削減になるということです。ちなみに、東京都議会のほうで出しました意見書を見ますと、平成 12 年度に出した意見書の中では、財政調整を受ける金額が 44 億円というような金額で、意見書を関係機関に出しているというような状況がございます。

それからもう 1 点ですが、この陳情が出されてから文部科学省のほうにも確認をいたしまして、平成 14 年度の費用負担の改正は予定していない、ということの回答があったことを補足してご報告したいというふうに思います。以上です。

大蔵委員 私はちょっとよくわからないのですが、1 つは、恩給というのは何ですか。年金に今なっている昔の軍人だとか、古い公務員については恩給がありました。恩給費というのは、それが残っているということですか。

庶務課長 もともと恩給というのはずっとありましたので、その部分をこの負担金の中に入れていたものを外したということが 1 点です。

大蔵委員 それでは、高齢者だけに恩給が適用されて、今はもうすべて年金化されているのですか。

庶務課長 年金化されているということです。

大蔵委員 古い人がみんな残っているということですね。

庶務課長 そうですね。

大蔵委員 それからもう 1 つは、事務職員と栄養職員等のものを受けられるのですけれども、これについては、公共事業などを起こした時には、その 2 分の 1 国庫負担とかありますね。これは、定員という制限はあるのですか。定員は、何人でも増やしても 2 分の 1 負担ということになっていたのですか。

庶務課長 それぞれ定員がございますので。

大蔵委員 それは、どこで決まっている定員ですか。区で決めている定員ですか。

庶務課長 都で決めている定員です。

大蔵委員 その地方公務員の定数は、国の法律では決まってないでしょう。

庶務課長 そうですね。

大蔵委員 そうすると、これは地方自治体が定員を増やせば、従来はその2分の1は、国庫負担ということだったのですか。

庶務課長 本来的には給与負担法がありますので、給与負担法で定められたものについては国が面倒をみますけれども、それ以外のことについて、例えば自治体が教員の数を増やすとすれば、それはそれぞれの自治体の負担ということです。

大蔵委員 もう1つは、都は交付を受けない団体、お金持ちだと言っていますから、直接には関係ないのしょうけれども、東京都議会が決議をしたり、意見書を出したりしているということは、本来は都立の学校について、この同じものが適用されるということですか。

庶務課長 本来的に今のままでいきますと、区の場合は、影響受けないわけです。区の持ち出しがないということですが、ただ、あくまでも給与負担法そのものは、東京都が2分の1、国が2分の1という形の中で、東京都を通してみれば義務教育の分を含めて、1つの窓口になっているわけですので、そこが変わってくるということになりますと、東京都の負担が相当増えるという関係にあるかと思えます。

大蔵委員 区としては、直接に影響はないということですか。

庶務課長 直接には、影響がないということです。

大蔵委員 はい、わかりました。

事務局次長 先ほど国を基準に決めている定数の基準というのは、国庫負担の基準を決めているわけです。それは、サービスの対象にはならない。法律は、そういう決め方をしているということです。

大蔵委員 もともと総額の枠をはめてきているということですね。

事務局次長 都に対しての制約はないです。雇うことに対しての制約はないということです。

委員長 具体的に、普通は法律とそれに基づく規則とか政令とかそんなところで決まっていますね。

宮坂職務代理者 ちょっと理解できない面があるのですけれど、もし、改正に反対していると、これがそのまま改正されると、単純に考えるわけですね。この負担金というのは、地方自治体がかぶるというのではないですか。あるいは父兄の所にいくとか、一般の所にいくとかということ。もし、これ国が負担するのか、都が負担するのか、区が負担するのかということであって、それが全部反対した場合に、区が負担するということになれば、これはちょっと考えなければまずいのですかね。ただ、それは父兄の所にいくとかと単純に言うてしまうのであれば、どういうことですか。

庶務課長 基本的にこれは、たとえば今回問題になっているということでいきますと、いわゆる給与負担費そのものを段階的に変えていきましょうよという話のほかに、もう1つとして、学校事務職員と栄養職員の分については、段階的に云々ということではなくて、外してしまおうということで、これまでの経過となったわけですが、仮にそれらが改正されるということになってきますと、東京都の負担がものすごく大きくなってきますので、今度は東京都とそれから区との関係の中で、こういった費用負担をどうするかということが相当大きな問題になるだろうと思いますので、そういう点からしますと、こうした動きというか、改正そのものについては、いわゆる制度の根幹を揺るがし兼ねない改正ということにつながってきますので、相当大きな影響が出るというふうに思っています。

委員長 ほかにございますか。

教育長 この問題は、全国都市教育長会議でも実は話題の1つになっておりました。今年の5月でしたけれども、たとえば初等、中等教育の振興で文部科学省に対する要望事項の中の1つに義務教育費国庫負担制度の堅持、特に学校事務職員、学校栄養職員の給与等の国庫負担制度の堅持という項を1項わざわざつけておりますので、そういう意味では国庫負担法の改正が今すぐあるというわけではないのですが、そういう動きがこのご時世ですから、予測されるということもあって、全国都市教育長会議でもあえてこの趣旨とほぼ似たような形で、文部科学省に要望をしているという直接この云々には関係ございませんけれども、そういう動きも一方ではあるということです。

過去、議会への陳情、あるいは教育委員会への陳情についても、過去の流れを見ておきますと、区議会のほうでは基本的には、採択または陳情の趣旨採択ということで、たしかそういう経過があるかと思えます。教育委員会ではやはり、確か陳情の趣旨を採択して要望を出している。過去ではそのような経過があるように思っております。義務教育は、これを無償とするという大原則に立てば、この辺から崩れてきますと、いろんな面で負担がやはり、地方自治体に申し掛かってくるかなという意味では、趣旨がわからないでもない陳情なのかなと思えます。

大蔵委員 これは、新しく今まであったものが変わるので非常に目立ちますけれども、教育委員会の所管ではありませんが、いろんな会合だとか、新しく作った時からどんどん地方自治体にかかってくるものが多くなっていますからね。これそのものは、比較的単純に処理することができると思えますけれども、ほかのものもいろいろ総合的に考えておかないとだめなのでしょうね。たとえば、今は東京都が人事権を持っていますから、東京都が負担するのが当然ですけど仮に区立学校の教職員の人事権も区が引き取るとすれば、その時にはやっぱり応分の負担をせよって東京都が当然言うでしょうね。だから、いろんなことを考えなければならないと思います。

次長 これも東京都特有の問題がございまして、確かに地方自治のほうに権威をおろしてくる、というような流れとしては我々望むところなんです。当然、これだけ大きな金を使っている制度ですから、おろす時には財源配分を当然だと思うのですよ。財源配分が交付税になりますと、被告団体は一切来ないということで、全く増加するだけというだけで、東京都特有の問題があるのです。なんか都の実態は財源配分さえあれば、自治権拡充でいいのではないかというふうなことも言えるわけですけどね。

教育長 それにしても全国 680 ぐらいある全国都市教育長会議でも、同レベルでこの趣旨の要望を文部科学省に出しているわけですから、そういう意味では共通の願いでもあるということです。

委員長 大学関係でもそうなのですが、教育というのは国がやると、この間の1週間ほど前に出ていましたけれど、全国の教育系大学の再編というのを、いま文部科学省が力を入れてやっているのですけれど、まず、その動きを見て他の学部を改変をやっていこうというので、一応、そういう力を入れているのですよ。ただ、利益者負担というのはお金はどんどんおろすという感じに動きつつありますから、こういうのは気を付けてください。できる機会があったら、そういうのを要望書に出すかなんかの形を、ずうっと持続的にやっていくことが大事だと思いますけどね。

では、先ほどこの件につきまして趣旨採択というようなお話もございましたけれど、どういたしましょうか。それで、要望書をお渡しいたすと。

教育長 これは意見書を政府及び関係行政官公庁に当てて提出いただきたいということで、私はこの陳情の趣旨は採択ということでよろしいのかなと思っています。従って、ここで採択ということが決められれば、事務方で要望書を作成して提出をするという段取りになるかと思っています。要望書の中身ができましたら、改めて事前に見ていただくということになるかと思っています。

委員長 私の記憶では以前もこのケースについては、同様のことがあったと思います。よろしいですか。ありがとうございました。

趣旨採択で要望書を出すという結論にいたします。

教育長 委員長、採択ということでよろしいと思います。この陳情については、採択でよろしいと思います。

委員長 では、訂正いたします。採択ということにします。

次に議案の報告事項に移らせていただきます。児童資料室について説明をお願いします。

中央図書館次長 それでは私のほうから「児童資料室について」ご報告申し上げます。

まず児童資料室なのですが、児童資料室は、中央図書館の2階にございまして、広さが約110平方メートルぐらいの広さになっています。この児童資料室には、昭和54年に亡くなられた方で、吉村証子さんという方がいらっしゃいまして、その方は、津田塾大学の科学史を教えてい

た科学者でしたけれども、約 2,600 冊あまりの科学読物のコレクションがございまして、これは科学読物研究会というところに、寄贈されました。そこで、吉村さんという方は科学者でしたけれども、杉並区に長く住まれておりまして、「杉並子供の本の会」とか、「杉並科学読物研究会」とか、「杉並文庫連絡会」の設立や活動に深く関わってこられた方で、そのことが縁で、杉並中央図書館が開館の際、この本を科学読物研究会を通して、寄贈されました。そこで、「児童資料室」という名称で、吉村証子さんとほかには、ヤスギさんとか、マフネさんという先生からも若干寄贈されたのですけれども、3,000 冊あまりの本を寄贈されまして、中央図書館の児童資料室におきまして、全国の科学読物研究会の会員の方とか、区民の方に開放していたというような経緯がございまして。

ただ、宣伝はしたのですけれども、利用者が 1 日に 1 名とか 2 名という非常に少なく中央図書館の中でもほとんど利用されていないという状況の下で、この中央図書館が手狭になってきたということもございまして、なんとか有効活用したいということで、昨年平成 12 年 4 月に図書館長の諮問機関であります図書館協議会のほうに、児童資料を含めた「児童資料室の有効活用について」という諮問を行いました。その結果、かなり何回も重ねて論議が行われたわけですが、昨年の 9 月 30 日に図書館協議会のほうから答申をいただきました。この答申内容に沿いまして、科学読物研究会のほうとも話を進めながら、児童資料室のことについて話を詰めてまいりまして、だいぶ話が煮詰まりましたので、教育委員会のほうに報告させていただきたいということになりました。

概ね図書館協議会の方向に沿った形で、話が大方ついているのですけれども、新たな児童資料室の方針につきましては、児童の調べ学習などに広く対応できる調べ学習資料室とすると、対象につきましては、児童と一般の方、資料は原則館内閲覧のみで、館外貸出しは行わない。資料につきましては、調べ学習に広く対応していくために、百科事典など調べ学習に必要なすべての分野の本を収集していく。

現在、児童文学関係の本とか、雑誌なども入っているのですけれども、児童文学関係の資料とか雑誌につきましては、原則として資料室内から 1 階の児童開架もしくは、保存庫への保管替えをする。一部の『科学の友』とか、『たくさんの不思議』という雑誌なのですけれども、こういう本については、そのまま資料室内で保存するという方向になりました。自然科学関係の本の分類で、研究のために使う資料約 1,200 冊ですけれども、この本につきましては、調べ学習用の資料と混在することは好ましくないということで、児童資料室の中に専用の棚を設けまして、別置しまして吉村証子さんの文庫を記念するプレート等を掲示する、ということになりました。これも、図書館協議会の答申の中にも、方向性としては含まれております。また、調べ学習に使える資料とし

て、約 4,700 冊。この本につきましては、調べ学習資料として閲覧に供する。また期日が古く、児童の調べ学習に向かない資料、約 1,900 冊ですけれども、資料室から児童開架もしくは保存庫への保管替えをする、というような整理をいたしました。

また運営についてですけれども、児童資料室利用は原則として館内閲覧にする。開室時間は、当面 12 時 30 分から 16 時 30 分までとする。これは、現行と同じです。利用者は、児童カウンターの裏側の階段から入出するような形をとりたいというふうに考えております。また仮称ですけれども、調べ学習室兼会議室は図書館協議会のほうでも答申があったのですけれども、半分に仕切りまして、東側は約 60 平米を児童資料室として、西側の半分を会議室とするという答申がございました。それに則りまして、そういう方向で現在、パーテーションを設けて児童資料室と、調べ学習室を一体的に利用できるような方向で、考えております。

今後の作業なのですけれども、11 月の初めから来年の 3 月までは、児童資料室を閉鎖しまして、書架の移動とか資料の分類変更作業を行いたいというふうに考えております。また、来年 4 月からは新規に児童資料室を開室したいというふうに考えております。以上です。

委員長 ご質問、ご意見をお願いします。

大蔵委員 この運営のところの(2)の仮称調べ学習室兼会議室に関してですけれども、この調べ学習室を利用する際には、パーテーションを設けるというのは、通常は、仕切っていて会議室になっているということですね。

事務局次長 通常はパーテーションを仕切っておりまして、あまり利用されていない時には会議室として利用し、たとえば人数が 1 クラス単位で 30 人ぐらい学校のほうから来るような時には、パーテーションをおきまして、その会議室を利用して調べ学習室として利用するというふうに考えています。

大蔵委員 普通の区の施設の会議室がいろんなところにありますけれども、これは事前に登録したり、予約したり、抽選したりいろいろやっていますね。この中央図書館の会議室というのは、どういう使い方をするのですか。

事務局次長 現在も会議室があるのですけれども、原則的に目的内利用ですので、図書館に関係する団体を登録していただきまして、その団体の方が予約をして利用するというような形をとっております。

大蔵委員 かなり、頻繁にあるのですか。

事務局次長 結構、利用頻度が高いというふうに考えております。

大蔵委員 この科学書を児童資料室に置いていて、使う人が 1 日に 1 人か 2 人しかないということでしたけれども、児童書そのものの利用者というのは、今でも非常に多いのですか。

事務局次長 本来の図書館の児童書というのは、1階のほうに開架しておりまして、そちらに入る
というか、それを利用する利用者の方は結構ございます。2階に児童資料室というのがあるので
すけれども、こちらのほうに入って調べる方が、1日平均すると1、2名ということです。

大蔵委員 そうしますと、基本的に1階に置いていた児童書を児童資料室に移すのですか。

事務局次長 基本的には、そういう本もございますけれども、現在置いてある本を分類しまして、
調べ学習として使えるものについてはそのまま児童資料室に置きまして、あと1階の本を上げたり
とか、保存庫にある本を上げたりして、調べ学習ができる部屋として、対応するというふうに
考えています。

大蔵委員 調べ学習室にしたら、だいたいどのぐらいの利用があるだろうと予測をされますか。

事務局次長 現在まだちょっとどのぐらいの利用があるかどうかは不明なのですが、できるだけ
学校のほうにもPRして使っていただける方向に持っていきたい、というふうには考えていま
す。調べ学習としては、学校単位、クラス単位で来ている場合も結構あります。

中央図書館長 基本的には、クラス単位で来るほかには日常的に子供たちが中に調べごとに来ると
いうのは、やっぱり土日とか、どっちかという、夏休みとか、冬休みは少ないというわけでは
ないのでしょうか、そういう傾向は今まではありませんね。

先ほど、次長から年間を通じて1日に1人、2人という話がありましたが、それは年間を通じ
ての話であって、極端に言えば0の日もあれば、夏休みなんかはかなり来るというのが実態です。

宮坂職務代理者 あまり、平均化していないということですね。

大蔵委員 これは中央図書館の調べではありませんが、私は近くの図書館に行って見ておると、
机があって書き物をしたり本を読んだりする所があります。その席は、高校生が比較的多いと思
いますけれども、大学生もいますが、みんな自分で本を持ってきて受験勉強ですね。図書館の本
を読むために、その施設の場所を使っているのではないということです。

中央図書館長 それは基本的には断っています。

大蔵委員 お断りでしょうね。だから、図書館の本も借りています。しかし、私が見ているかぎり
では、やっているのは自分の本を持って来て、参考書を持ってきたり、学校の教科書を持ってき
たりしてやっています。しかし、図書館の本も借りてここに置いてありますから、それも使っ
ているのですと言えば、そういうことでしょうね。しかし、実際には自分の勉強部屋の代わりに使
っている人が、非常に多いですね。

私は反対というわけではありません。いろいろ利用度が上がるように、やってみるといいのは
いいと思いますが、上がらなかつたらまた考えなければいけないでしょうね。私は、どちらか
というとなんか上がらないと思います。

中央図書館長 2、3年経ったら検証が必要になってくるのではないかと。答申の中にありますけど。

委員長 吉村先生のご本というのは、冊数はわかっているのですが、どういう特色があるのですか。科学と言っても広いですね。

事務局次長 現実的にどういう本かというふうに、今手元に資料がございませんので確かなことは申し上げられませんが、たとえば、その本の分類したのですが、現段階で記述があまりなく、現在でも子供の読物に耐えるもの、調べものとして使えるもの、という分類の方法と、もう一つは、刊行年が古くて現在では捨て印や期日に歴史的限界があるが、研究に役立つと思われるもの、これについてはかなり古いという本ですね。ただ、現在では昔の視点の本であって、現在では記述的にはちょっと古くなっている、歴史的限界があるといふふうに判断した本です。これが2,000冊ぐらいです。あと時代の変化により、歴史的使命を終えたという認識で、絶版になったもの。しかし、同様の代わりの本で新しい本で対応ができるものという本が1,700冊ぐらい、というふうな分類でされております。

安本委員 中央図書館の周りに徒歩圏内で来れる小学校や中学校はどのぐらいあるのですか。たぶん、10もないですね。

事務局次長 4、5校だと思います。

安本委員 やはり勉強するのにわざわざ電車やバスに、そういう資料があるところと思えば別ですけども、かなりちょっと無理があると思います。すぐに見れるのが、調べ学習だと思うので、ですからたぶん夏休みとか、土日しか使えない、貸出しをしないということになるとなおのこと出かけていかなければならないわけで、それだけに労力と時間というのは、かなり大変なことであると子を持つ母としては思います。ですから、普通児童書というのは、結構図書館で借ります。買うと高いものですから、なるべく借りて読んでしまえば、家にあっても邪魔になるから図書館で借りたいという感覚もすごくわかるのです。絵本も。でも、ちょっと調べるとなると、じっくり見ようということですから、なかなか出かけて行ってみたいというのは、ちょっとかなり無理があるような気がします。

図書館次長 学校やクラス単位ということになりますと、やはり徒歩圏内の学校というふうに、もしかしたらそう限定されてしまう面があると思いますけども、親御さんと一緒に来て調べるとか、友達同士で来て調べるとかということになりますと、区内全域から来ていただけるのかなというふうに考えております。

安本委員 貴重なご本がたくさんあるから、貸出しはしないという考えだけということですか。

図書館次長 はい、そのとおりです。本の冊数ということもございまして、貸出しをしてしまうと実際に調べ学習に見えた時に求める本がなくなってしまう、ということがございますので、原則

的にその場所に来れば本が置いてあるというような状況を作るためにも、貸出しをしないという方向になっています。

安本委員 来年度から総合的学習が本格的に始まるので、またもう少し宣伝なさってくれば、かなり貴重な資料もたぶんあると思います。

図書館次長 その点は、十分宣伝をしなければいけないというふうに考えております。

委員長 ぼくらが行って見た感じでは、週末はかなり親子で来られている方が、多いですね。

図書館次長 結構多いですね。

大蔵委員 私は本はできるだけたくさんとっておくべきだと思います。それから吉村先生のご記入なさったことも非常に貴重でしょうけれども、しかし、実際には古いものから調べるのは非常に難しく、やっぱり新しいもので子供たちが調べるとしても、そういうことになるだろう。だから、これは貴重な本としてライブラリーとして置いておくというほうが、私は正しいのだろうと思いますね。この吉村先生のお使いになった、またはお集めになった本で、調べ学習でも子供が調べに使うというのは、私は古い本ですから、表現やら何かで非常に難しいと思います。この時期は、図書館でお引き取りになったでしょうけれども、私は今2万冊ぐらい持っていますけれども、どこも引き取ってくれないですね。古本屋がもうばらばらにしてよければ、ぞっき本として扱って、その中のいいものだけを抜き取ろうという話があります。しかし、どこも引き取らない。

私は結局最終的に中国に上海の外国語学院というのが日本の本をたくさんほしいというので、私が全部整理をして箱に詰めてただで向こうに送ると言ったら大蔵先生の文庫を一時期作りますと言って、いつまで続くかわかりません。どこの大学の図書館も今引き取りません。そして、先生たちがどうしても長い間学校にいと、学校に部屋がありますからそこに置いて、自分の家に持って帰らないという本は、学校によっては図書館の前に箱をダアッと並べて学生に「持っていきなさい」と言って、図書館は整理をしない。普通は、整理するほうが大変なのです。そういうことをしています。しかし、これも学生はほとんど本を持っていきません。だから、古い本の扱いというのは、非常に処理は難しいです。

中央図書館長 ちょっとよろしいですか。20年ぐらい前に寄付を受けた時に、先ほど次長から吉村証子さんが、科学読物研究会を通じて国に寄贈されたと、科学読物研究会は、今会員が270名ぐらいですかね。ある意味では、これは全国組織なんですよ。関東に散らばっていますけども、全国組織で会員がいるのですね。この会員の方々は、かなり昔の資料というものを、今の本と読み比べたとか、研究とか書評を書く時には、かなり貴重らしいのですね。どっちかと言うと、今までそっちのウエイトが強かったのではないか。経過の中で、子供たちにPRしてもなかなかこの蔵書形式では、極端に言えば、ストレートに子供に与えては、ちょっと害になるものもあるので

はないかという意見もあるわけです。現に、私が思うのもあるので、そういうことでそのかつての経緯の中で、その科学読物研究会の活動を、全面的に止めることもできないだろう。

そうかといって、そのためだけでは、公共図書館のあり方としてやっぱり問題だろうということで、可能なかぎりやっぱり蔵書を変えて、貴重な本を地下の書庫に保存するのも、これは図書館の立派な保存の仕方ですから、必要な時はいつでも出せるのです。そういう形で、少しでもあるいはより多く、子供たちに使える本の蔵書構成に直して、またスペースもかなり広いスペースですので、そこを半分にしてこちらに結構本は入りますので、こちらを会議室兼、子供たちが大勢きた時には、この会議室を有効に使ってもらおうということで、だいたいぼくの考え方で答申をいただきまして、ちょっと今までのウエイトが、新しいものは研究のためというのがかなりウエイトが強かった。そういうことは否定はできないのですけれど、そういうような位置づけがかなりあったということから、ちょっとシフトします。このような考え方で図書館協議会にも出されましたし、私どもも基本的にはそういうことでいいだろうと考えたわけです。

大蔵委員 私はそう思います。だけど、それを今度変えて、変えたら子供たちが使うか。そうではなくて、やっぱりその方々がお使いになる科学史を研究したり、科学児童書の経過を研究したりとか、そういうことにお使いになるんだと私は思うのですよ。だから、それはやがてなおるでしょうけど、それからすると、別に中央図書館の地下になくても、それこそ群馬県の自然村でも何でも遠くの地価の安いところに置いといて、そういう需要があったら引っ張り出してくる。時間をかけてもその人たちは1日を争うことではないと思います。ですから、そういうふうな貴重な資料の使い方と、日常的に頻度が上がって、みんなが使いやすいのと、どっちを優先にするかと言えば、そっちのほうではないでしょうかね。これも東京だって日比谷図書館みたいな大きな中央図書館があるわけですが、それから国会図書館には全部揃っているわけですから、杉並区の中央図書館としてどれぐらいのことをやるか、というのは私は考える余地があると思いますね。

図書館次長 大蔵委員さんがおっしゃったことにつきましては、図書館協議会の中でもかなり論議がありました。最終的に中央図書館開設以来のいきさつがありまして、今大蔵委員さんがおっしゃったような方向というのは、なかなか難しいということで、図書館協議会の中ではまとまりまして、こういう形に答申がされました。

大蔵委員 私は、とにかく結論としては、いろいろやってみることに賛成です。

委員長 協議会のほうでもいろいろ議論をされて、やっぱりそういう今の社会に合ったような子供たちに即使えるようなたぐいというものを分類してやっているし、趣旨はぼくらに言われていることを答申しているわけで、今後の問題として、課題としてまた検討していただけたらと思います。どうもありがとうございました。

学務課長 追加を口頭で報告ということで、学校希望制度のことについて、すでにご報告をさせていただいておりますけれども、10月20日から今週の金曜日26日まで、学校見学会ということで、今進めております。現在、教育委員会のほうに1日にだいたい10件程度それに関するご質問がございます。各学校から特に何も言ってきていませんので、順調に行われていると思います。最終的には、この機関の見学者等についてのご報告は次回の教育委員会で、報告させていただきたいと思っております。もしも、この間といわずに教育委員の先生方、必要であればそれぞれ近くの学校に行ってください結構だと思います。

教育長 今、時期的に総合文化祭を開いている真っ最中です。10月、11月セッション杉並が中心になりますけれども、舞踊連盟の会であるとか、写真連盟の会であるとか、盆栽の会であるとか、演劇の会であるとか、もうたくさんのご覧がございまして、ほとんど文化団体連合会に所属している団体ですが、これは先生方にはちらしを配っておりますよね。総合文化祭が10月、11月かなり毎年の恒例ですけれども、文化区杉並のまさに自力を見せる場面だと思いますので、是非ご覧になっていただければと思います。私もいくつか見ようと思っております。

なお、それと同時並行ですが、学校でも学芸発表、音楽発表、学習発表会というのを、公会堂ないしは当該校でやはり行っております。セッションを使う場合もございしますが、それなども各学校からもご案内が行っているかと思いますが、お時間ございましたら是非、ご覧をいただければと思います。

それから、もう1つ、今の行事とは関係ないのですが、桃井第三小学校が確か10月25日に全国の学校の中から特に選ばれて学校給食優良校ということで、文部科学省から表彰されるというふうに伺っております。全国でたいした学校数ではないと思いますので、そういう意味ではそれなりの実績の評価があったのかと思います。まだ、明日だと思っておりますので、また決定しましたら学務課長からご報告をさせたいと思います。

委員長 ほかに、ございますか。

庶務課長 次回の日程ですが、次回は11月14日(水)午後2時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 では、本日の教育委員会は、これで終わります。どうもありがとうございました。